

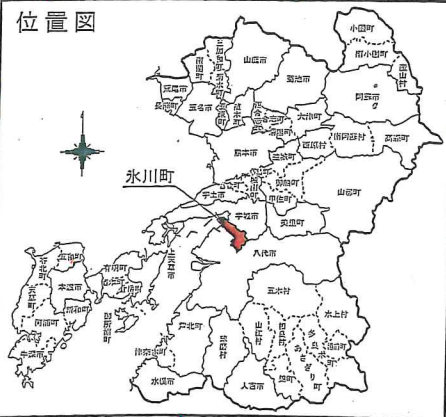
氷川町森林整備計画

計画期間 ⎛ 自 令和 5 年 4 月 1 日 ⎞
 ⎜ 至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日 ⎟

熊 本 県
八 代 郡 氷 川 町

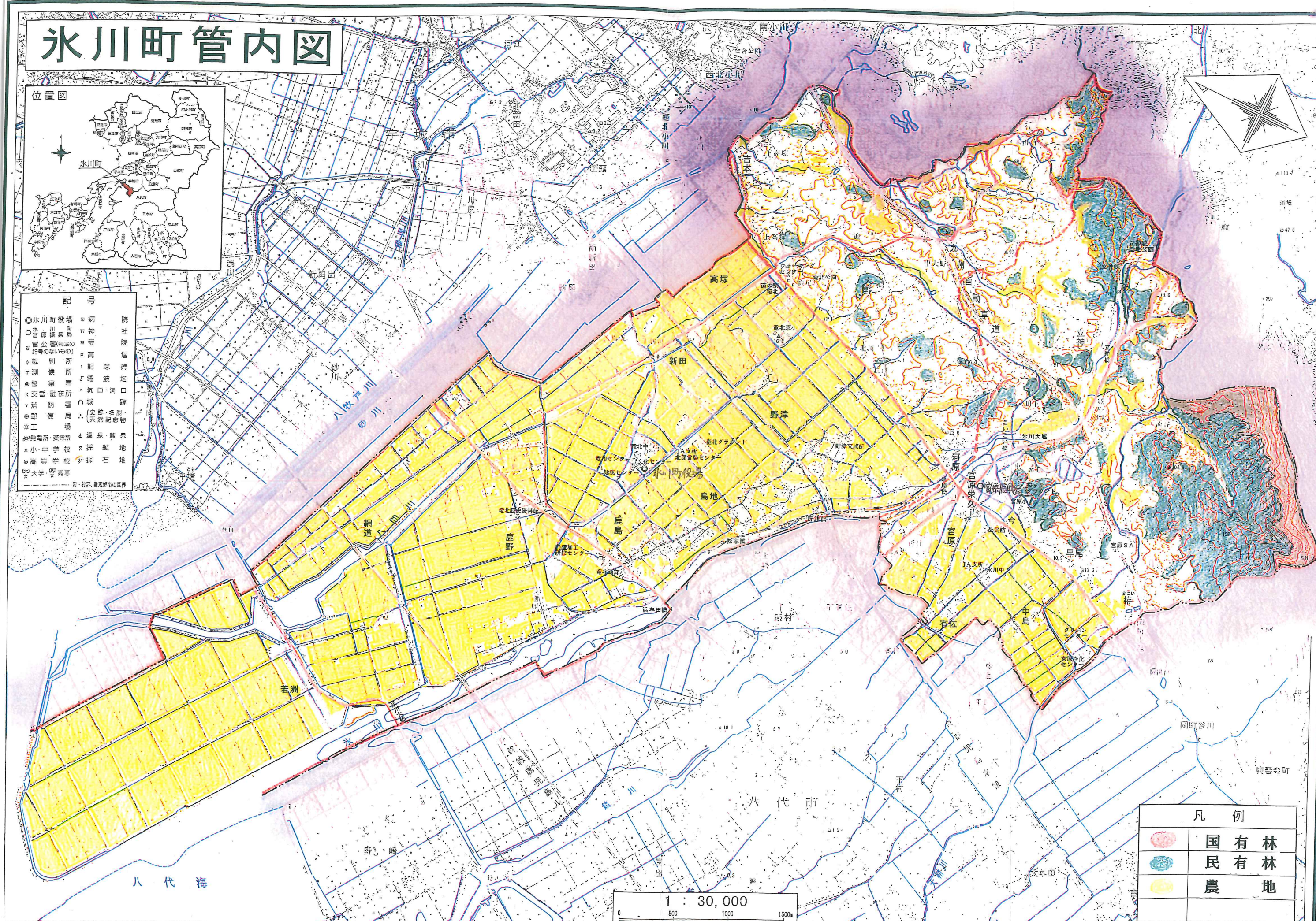
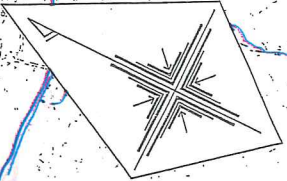
氷川町管内図

位置図

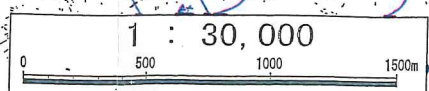


記号

- 氷川町役場
- 警察署
- △ 裁判所
- ▽ 消防署
- ◎ 郵便局
- ✕ 工務所
- ✕ 小・中学校
- ✕ 高等学校
- ✕ 大学
- ✕ 町界
- ✕ 指定都市界
- 神社
- 寺院
- 公園
- 記念物
- 温泉
- 観光地
- 史跡
- 名勝
- 自然記念物
- 公園
- 記念物
- 温泉
- 観光地
- 史跡
- 名勝
- 自然記念物



凡 例	
	国有林
	民有林
	農地



目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14
5	その他必要な事項	14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 5
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 5
4	その他必要な事項	1 5
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 5
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 6
3	作業路網の整備に関する事項	1 6
4	その他必要な事項	1 7
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 7
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 8
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 8
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 9
2	その他必要な事項	1 9
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 9
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	2 0
3	林野火災の予防の方法	2 0
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 0
5	その他必要な事項	2 0
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	2 1
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 1
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 1
4	その他必要な事項	2 1
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 2
2	生活環境の整備に関する事項	2 2
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 2
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 2

5	住民参加による森林の整備に関する事項	-----	2 3
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	-----	2 3
7	その他必要な事項	-----	2 3

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は熊本県のほぼ中央、熊本市から約30km南、八代地域の北部に位置し、北は宇城市、南は八代市に接している。町の中央部を東から西へ2級河川氷川が流れ、南北に走る国道3号を境に、東部に山林、丘陵地帯、西部には「西の八郎潟」として全国に名を馳せる不知火干拓をはじめとした平坦地帯が広がっている。

本町の総面積3330haに対し、森林総面積は331ha（内国有林面積82ha、民有林面積249ha）であり、本町総面積の約10%を占めている。民有林のうち、人工林面積は130haであり、人工林率は52%である。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山が主体であり、戦後薪炭林の荒廃した跡地にスギを中心として植林されたものが多い。また、林業を生業とする林業者はおらず、一戸当たりの森林所有規模も零細で、素材生産の基地とは成り得ていない。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音などの防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、経級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

なお、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、林業普及指導員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は以下のとおりである。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

※標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 また、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設ける確な更新を図ることとする。
択 伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。 また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木面積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに特に留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進を図る観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものに加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁通知）（以下、「伐採・搬出指針」という。）や「ガイドライン」^{注1)}のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえ行うこととする。

また集材に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮するため、集材路^{注2)}の設置等については「伐採・搬出指針」や「ガイドライン」を踏まえ、現地に適した作業方法により行うこととする。

注1)「ガイドライン」とは、林地保全に配慮した林業のガイドライン」（令和4年4月熊本県森林整備課策定。）をいう。

注2)「集材路」とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

カーボンニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、確実な森林再生を図り、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立していくことが必要であ

る。

それを踏まえ、人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の主要樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況や既往の造林実績等を勘案して、下表のとおりとする。

さらに、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町農業振興課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

また、苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・クヌギ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

植栽本数については、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ森林の確実な更新を図ることのできる本数とし、下表のとおりとする。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合などは、林業普及指導員又は町農業振興課との相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ・ヒノキ・クヌギ等	中仕立て	1, 500～ 3, 000	

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について、下表のとおり定める。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。
植付けの方法	通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用を努める。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

①植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林において、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

②それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	マツ、クヌギ、シイ、カシ、ブナ、カエデ類、アカシデ、ミズキ、ミズナラ、ヒメシャラ、ハウノキ、サワグルミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、別添「熊本県天然更新完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木の本数として想定される期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 拵 え	種子の定着に適した環境を整備することを目的とし、1(2)イに定める方法に準じて地拵えを行う。
地表かき起こし	必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意する。
刈 出	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
芽 か き	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。
植込み及び播種	稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に、別添「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を

勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

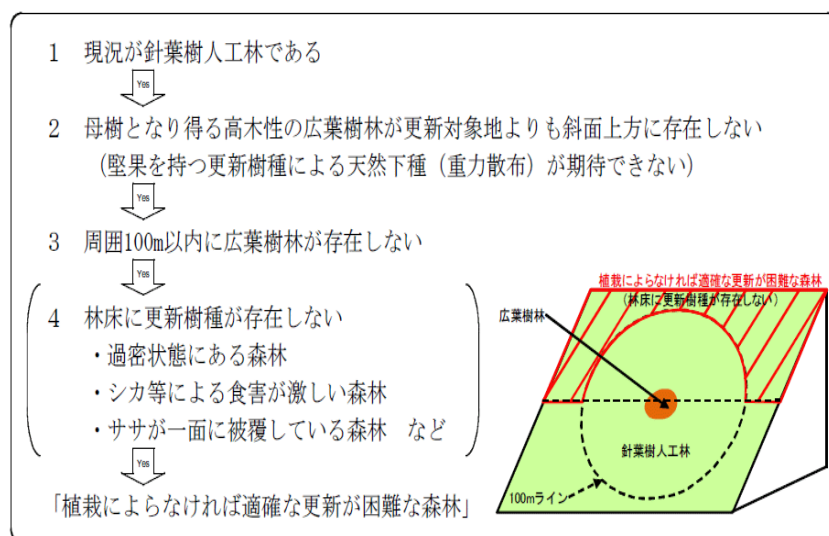
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とする。

なお、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新対象樹種が存在しない森林を当該森林とする。

(参考) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 植栽未済地対策

人工林の伐採（皆伐）後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

(2) 造林地においてシカによる食害が多発している区域にあつては、防護ネット等の鳥獣被害防止施設の整備を行うものとする。

(3) 人工造林の際は、補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進、林分の健全化並びに利用価値の向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	一般材	1,500~2,500	14	23	31			
	大径材	1,500~2,500	14	23	31	45	57	
ヒノキ	一般材	1,500~2,500	14	25	31			
	大径材	1,500~2,500	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
・初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 ・2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 ・間伐率は、材積に係る伐採率で35%以下とするが、伐採年度の翌年度初日から起算しておおむね5年後に樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる範囲内で定めるものとする。 ・高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 ・間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 ・針広混交林へ誘導する場合は、強度な間伐を実施することができるものとする。	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、次のとおり定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
下刈り	スギ ヒノキ	←	---	---	---	---	---	---	---	---	→					
つる切り								←	---	---	---	---	---	---	---	→
除伐								←	---	---	---	---	---	---	---	→

標準的な方法	備考
下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。 つる切り：つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。 除伐：つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。	

注）特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性がなくなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

3 その他必要な事項

(1) 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、除々に適正な林分密度に誘導するものとする。

(2) 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

(3) シカ等による被害の抑制

シカ等による植栽木の食害を受けている造林地又は受けるおそれのある造林地において下刈りを行う場合は、坪刈り又は筋刈り等の方法により植栽木の食害を抑制するものとする。

(4) その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

また、「緑の流域治水」に資する適切な森林の育成を図る観点から、更なる間伐の推進が必要である。加えて、森林は、地球温暖化の原因である CO₂ の吸収源としての役割が注目されてきており、特に、標準伐期齢以下の森林では、その CO₂ 吸収機能を最大限に高めるため、保育を目的とした間伐を推進する必要がある。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	50年	55年	45年	45年	20年	25年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能又はその他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林等。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能が高い森林等。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①については、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、アの②については、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの③については、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、特にこれらの公益的機能の維持増進を図る森林については、択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については、複層林施業を推進するものとする

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を以下の伐期齢の下限のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域については別表2により定める。

なお、保健・レクリエーション機能、文化機能の維持増進を図るための森林施業

を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

- ① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで擬集力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	80年	90年	70年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めることとする。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行うこととする。

また、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6 林班－16,47,54,68,69,70,71,72,73,74,75,77,81,82,83,84,86,87,132	5. 3 5
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） 6 林班－16,47,54,68,69,70,71,72,73,74,75,77,81,82,83,84,86,87,132	5. 3 5
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用に関する基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、

市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用にあたっての考え方

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域の森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林については、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先して行うものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であり、林業施業を計画的、重点的に行うためには、町、森林組合をはじめとした林業事業体、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備する必要がある。伐採や造林等の森林施業の実効を確保するためには、森林の集団化や森林施業の共同化を促進し、林業生産性の向上を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化による合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、森林作業道等の計画的整備、造林、保育、間伐等の森林施業を計画的かつ効率的に実施できるように推進する。

なお、これらの森林施業の共同化等について消極的な森林所有者に対しては、森林整備に対する重要性を啓発するとともに、森林施業の共同化について理解を深める等の機会を繰り返し設けていくこととする。

また、不在村森林所有者に対しては、森林を持続的に保全管理することへの啓発とともに、森林施業の集約化や共同参画への理解を深めることにより、施業実施協定の締結を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は

相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一人がアまたはイにより明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム	30～40	70～210	110～250
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	23～34	52～165	85～200
	架線系作業システム	23～34	2～41	25～75
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	16～26	35～124	60 〈50〉 ～150
	架線系作業システム	16～26	0～24	20 〈15〉 ～50
急峻地(35° ～)	架線系作業システム	5～15	0	5～15

注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹のお導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的作業システムの考え方は、下表のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地(15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地(30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ

					タワーヤーダ		トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500 ~1500	500 ~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩、発展や社会的・経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画的な基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を必要に応じて設定する。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」、又は「林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」、「ガイドライン」に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区 分)	位置	路線名	(延長 及び箇 所数)	(利用 区域面 積)	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
該当なし									
開設計									
拡張計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等から「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針（平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知）」則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

施設の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の森林所有者（林業従事者）は零細所有者であり、林業収入のみで生計を維持する状況になく、多くの森林の荒廃が懸念されている。

従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備等による生産コストの軽減を図ることとする。

作業の合理化及び効率化に努めるとともに、地域と密着した機能を十分発揮できるよう各種事業、団体との連携を図り近代化に努める。

（1）林業労働者の育成

林業労働者の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り森林づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。本町林業は、小規模経営で、しかも農業等との兼業が多く、農業振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

（2）林業後継者等の育成

農林業後継者は労働過重等の厳しさ及び収入が不安定であることから、今後の増加は期待できない状況にある。そのため、次に示す方策を推進する。

- ① 県内外の木材市況の動向の把握に努め、情報を提供するとともに、木材消費の開拓について町としても検討することとし、林業経営の魅力を高めるようにすること。
- ② 各林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発及び後継者の育成に努めることと

する。

- ③ 林業の活動の拠点となる施設の整備については、森林所有者と十分な話し合いをもって、緻密な計画のもとに樹立し整備を行うこととする。

事業体の林業従事者に対する技術研修を推進し、技術向上に努めるとともに、労働条件改善、雇用の安定化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林所有者は所有規模が零細であり、農業との兼業が多い状況であるが、森林の手入れについては比較的行き届いており、高密度の森林も少ない。

今後、森林所有者等が共同で省力化、効率化を図るため、機械化の必要性等を要望することに対しては、林道等の基盤整備も含め、要求に応えられるよう努力する。また、令和2年7月豪雨において、大規模な皆伐に伴う集材路の開設が土砂流出や山腹崩壊を増幅させたとの意見もあることから、「ガイドライン」に基づく施策を促進していく。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	流域 (傾斜)	該当なし	
	流域 (傾斜)		
造林 保育等	地拵、下刈		

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通加工については、森林所有者が零細所有者であり、規模拡大も今後あまり望めない状況にあるが、町内に建設される公共施設等の木材化等木材需要拡大を図り、地元材の有効利用を目指す。

本町における主要な特用林産物は、タケノコ、生しいたけ、山菜等であり、地元の農産物直売所を活用し販売されている。これらの特用林産物については、生産技術の向上を推進し、品質の安定・向上と収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画（令和4年3月策定：第6期）等により、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を別表3のとおり定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げる鳥獣被害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する。特に人工植栽が予定されている森林を中心に被害対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣被害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置及び維持管理、現地調査等による森林のモニタリング

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	4, 5, 6, 7, 8 林班	195.62

2 その他必要な事項

1の（2）の実施状況については、現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により把握し、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を行うこととする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫の被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を町長が行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除等に向け、協議会等を開催するなど、国、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害（植栽木や希少植物等の食害及び角擦り等による樹木の剥皮被害）について、被害の動向等を踏まえた被害対策並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うとともに野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を行うこととする。

また、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。また、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合に行うこととする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

森林所有者等による、日常の森林の巡視等を通じて、森林の保護、管理等の体制の確

立に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項に留意し、適切に行うものとする。

なお、森林経営管理法第35条第1項の経営管理実施権配分計画により経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画による適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
氷川	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 林班	249.11

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

立神峡公園周辺の森林については、森林とのふれあいの場として整備が期待されることから、景観を維持向上するための広葉樹を中心とした植栽、不用木の除去を行うとともに遊歩道等の施設整備を進めることとする。

また、本町は広葉樹の大径木が点在するなど優良な里山林が残されており、町民の憩いの場になっている。この里山林については、自然散策の拠点として利用できるよう、下刈り、不用木の除去、ほう芽更新、広葉樹等の植栽、遊歩道等の整備を行うものとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

里山整備の一環として、森林資源の環境利用について、普及する。

また、町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

（２）上下流連携による取組に関する事項

町内をはじめ、下流域の住民と連携して森林の持つ水源かん養機能等について、理解を求め、森林造成、育林活動に参加協力してもらうよう積極的に働きかけることとする。

（３）その他

法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策として、森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会などへの参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、町及び森林組合等の林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

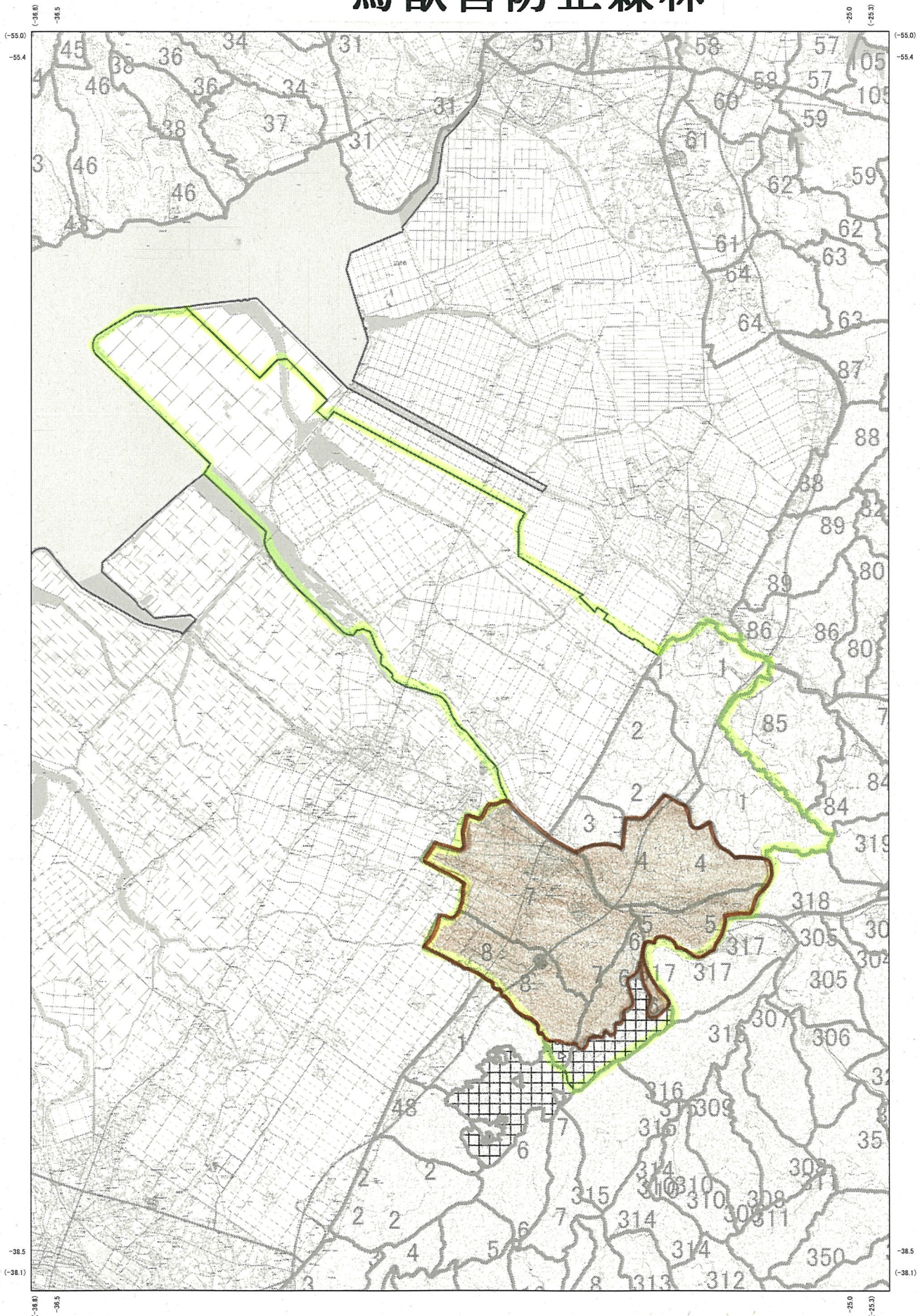
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を実施するものとする。

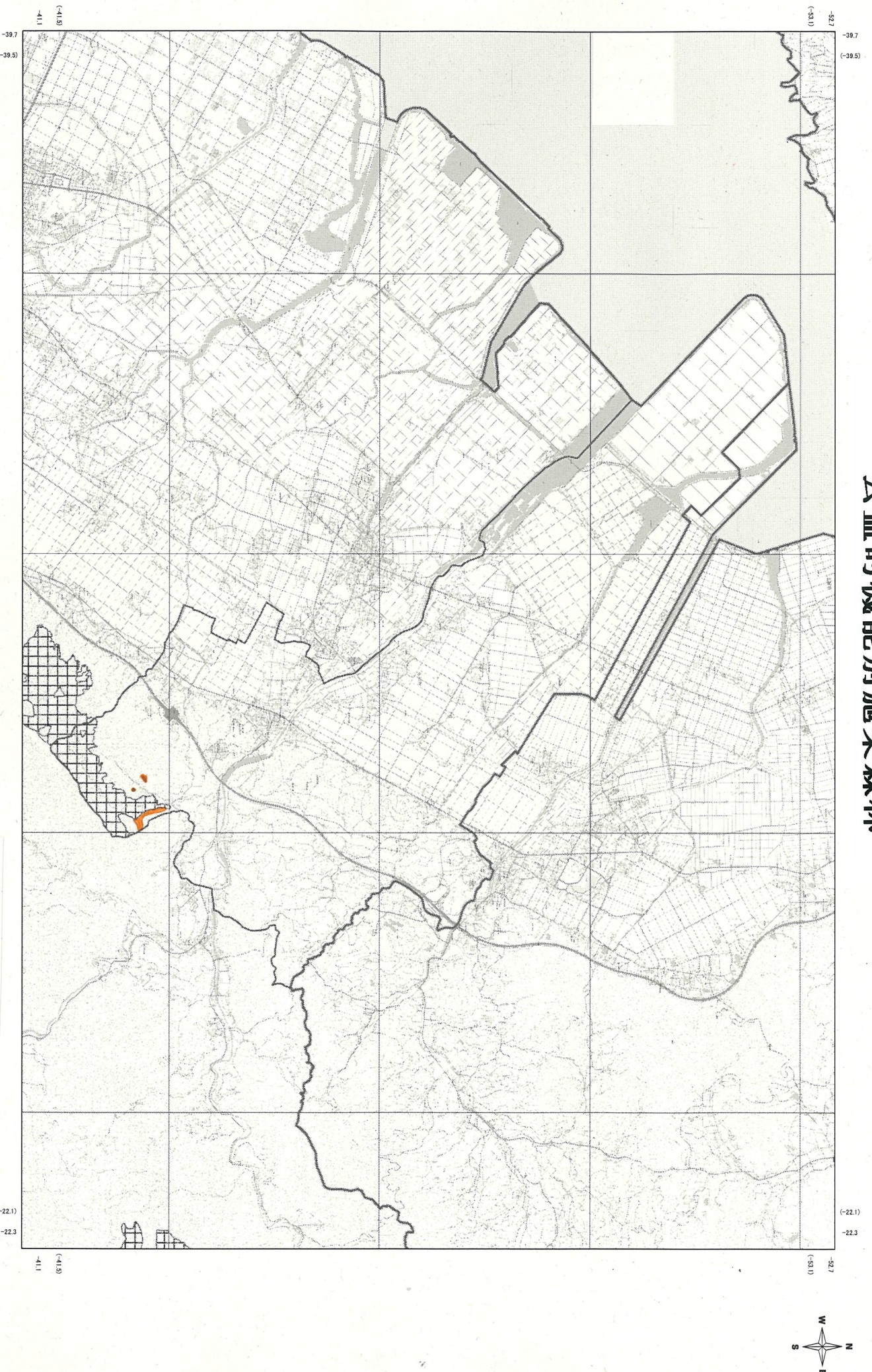
鳥獣害防止森林



氷川町

鳥獣害防止森林

公益的機能別施業森林



氷川町

1:50000

5 km



土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

熊本県天然更新完了基準

平成19年12月

一部改正：平成26年3月

1 目 的

天然更新の完了を客観的に判断するための基準を定めることにより、天然力を活用した確実な森林造成を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象は、伐採跡地、又は、人工造林（植栽）を行ったにもかかわらず野生鳥獣害、病虫害、気象害などにより樹木の健全な生育が期待できなくなった箇所、天然更新を行う森林とする。

なお、対象となる森林のうち、更新困難地（崩壊地、荒地、湿地、風衝地、岩石地など）で木本類が生育し得ない箇所は除外する。

3 更新対象樹種

更新対象樹種は、将来高木となりうるものを対象とする。

ただし、貧栄養地で遷移の安定する樹種や海岸地帯特有の樹種については、低木であっても更新対象樹種とする。

（別紙「熊本県更新対象樹種一覧」参照。）

4 更新種及び更新補助作業

（１）本基準における更新種は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。

（２）本基準における更新補助作業は、地拵え、地表掻き起こし、芽かき、刈り出し、植え込み、播種とする。

5 天然更新完了の判断基準

天然更新対象地において、天然更新が完了したと判断する基準（以下、「更新判断基準」という。）は、更新対象樹種の稚幼樹のうち樹高0.3m以上のものが、1ha当たり3,000本以上成立しているものとする。

6 天然更新完了の調査方法

（１）天然更新の完了については、更新調査をもって確認する。

（２）更新調査は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に実施する。

また、2に規定する樹木の健全な生育が期待できなくなった箇所で、天然更新を行う森林においては、概ね5年以内に実施する。

（３）調査の方法は、原則として標準地調査とし、以下によるものとする。

① 標準地の数

対象地面積	標準地数	対象地面積	標準地数
1ha未満	1	15ha以上～20ha未満	5
1ha以上～5ha未満	2	20ha以上～25ha未満	6
5ha以上～10ha未満	3	25ha以上～30ha未満	7
10ha以上～15ha未満	4	※以下5ha増すごとに1箇所追加	

- ② 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、平均的な箇所を選定する。
- ③ 標準地の大きさは、5 m×5 mの方形プロット又は半径2.83mの円形プロットとする。
- ④ プロット内における更新対象樹種の樹高が0.3 m以上のものの発生本数を樹種毎に調査する。

なお、稚幼樹のうち、ぼう芽により発生して一株当たり3本以上あるものは3本として計上する。
- ⑤ 更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。
- ⑥ 目視により更新判断基準を明らかに満たしていると判断される場合は、更新調査野帳の標準地調査欄を省略できるものとする。
- ⑦ 更新調査野帳には、森林計画図（作業路等の状況、判定内容を必要に応じて図示する）及び天然更新の状況が明確に判る遠景写真と近景写真を一伐採区当たり各1部以上記録する。
- ⑧ 天然更新対象地において、稚幼樹の発生に偏りがあり、発生本数が極端に少なく、更新判断基準を満たさない場合は、当該対象地を分割し、別の対象地として取り扱うものとする。

7 調査結果に基づく対応

- (1) 更新判断基準を満たした場合は、天然更新が完了したものとする。
- (2) 伐採及び伐採後の造林の届出書により天然更新が予定されていた箇所において、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新判断基準を満たさない場合は、届出書に基づき2年以内に人工造林を行うよう指導するものとする。
- (3) 2に規定する樹木の健全な生育が期待できなくなった箇所で、天然更新を行う森林において更新判断基準を満たさない場合は、更新補助作業または人工造林を行い、確実な更新を図るよう指導するものとする。
- (4) 更新判断基準を満たす場合であっても、シカ等の野生鳥獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や、土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策または土砂流出防止対策等、適切な対策を講じるよう指導するものとする。
- (5) 更新判断基準を満たさず、更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間（3年程度）において、再度、更新調査を実施するものとする。

8 用語の定義

- (1) 「天然更新」とは、天然で飛散した種子の発芽、ぼう芽その他天然力により更新対象樹種を成立させることをいう。

なお、本基準では、地拵え、地表搔き起こし、芽かき、刈り出し、植込み、播種など人為による補助作業によるものを含むものとする。
- (2) 「野生鳥獣害」とは、ノネズミ類による地下部、地上部の樹皮等の食害や野ウサギ類及びニホンジカ等による樹幹及び枝葉部の食害などにより生じる森林被害のことをいう。
- (3) 「病虫害」とは、病原菌や害虫により生じる森林被害のことをいう。

- (4) 「気象害」とは、寒害、乾燥害といった気象の季節変化に対して樹木の生理的变化が追いつかない場合や、風害、水害といった台風や大雨等の突発的な発生によって生じる森林被害のことをいう。
- (5) 「林冠」とは、森林上部の葉群層のことをいう。
- (6) 「天然下種更新」とは、母樹等から飛散した種子を林地に着床させ、発芽・成長させることにより更新を図ることをいう。
- (7) 「ぼう芽更新」とは、立木を伐採した後に切株から発生するぼう芽を成長させることにより更新を図ることをいう。
- (8) 天然更新補助作業における「地拵え」とは、林地に種子が定着しやすい環境を整備するために行う、雑草等の刈り払い及び整理集積作業のことをいう。
- (9) 「地表搔き起こし」とは、林地を天然下種更新により更新させる場合に行うものであり、林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することをいう。
- (10) 「芽かき」とは、ぼう芽更新を行った場合において、ぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することをいう。
- (11) 「刈り出し」とは、林地において、ササ等の被圧により天然更新が阻害されるものについて、ササ等の状況、更新対象樹種の特性や発生数を考慮のうえ、必要に応じて天然更新が完了するまでササ等の刈り払いを行うことをいう。
- (12) 「植え込み」とは、天然更新対象地において、更新対象樹種の発生量が少なく、確実な天然更新が見込まれない場合に必要に応じて行う植栽のことをいう。
- (13) 「播種」とは、林地に直接種をまくことをいう。

9 その他

保安林等、法令により制限がある森林にあつては、法令等の定めるところによるものとする。